

Title	国民国家形成期の性差の言説：〈生殖〉の管理・統制と〈生殖〉の科学
Author(s)	金津, 日出美
Citation	大阪大学, 2000, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/42002
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について〈/a〉をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	かな づ ひ で み 金 津 日 出 美
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学位記番号	第 1 5 1 0 0 号
学位授与年月日	平成12年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科日本学専攻
学位論文名	国民国家形成期の性差の言説 －〈生殖〉の管理・統制と〈生殖〉の科学－
論文審査委員	(主査) 教授 杉原 達 (副査) 教授 川村 邦光 助教授 富山 一郎

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、19世紀日本におけるジェンダー的階層秩序の形成・機能・構造を歴史的に問題としようとするものである。序説では、研究史の整理を通じて、人文社会科学・自然科学を問わず、ジェンダーとセックスを分離して考察する傾向がなお強いことを明らかにし、それを根底的に批判するために、〈方法〉としてのジェンダー史という立場から、両者の接点ともいえる生殖の領域を対象として、それがどのような視線のもとにおかれてきたのかを、権力のあり方と知のあり方の両面から一貫して問うことを課題として提示する。

第1章「墮胎・間引への視線の変容」では、江戸後期の代表的な育児書『子育繁昌手引草』が、当初もっていた供養や弔いのような「子返し・子まびきの報い」から逃れる術が閉ざされていく様を、幕末下総で頒布された平山中兵衛本に着目して論述するとともに、そこで平田派国学者の思想が墮胎行為を罪悪視へと教導する役目を果たしたことを説く。

第2章「『墮胎ノ罪』の成立」は、性と生殖に対する国家管理・統制という視角から、明治13年の旧刑法制定以前の「墮胎」規定との非連続性に留意しつつ、旧刑法における「墮胎ノ罪」の立法者の意図とその意味について検討する。緻密な制定過程分析を通じて解明されたことは、婚姻外はもちろんのこと、婚姻関係にある男性との子供の墮胎も罪であり、出産という行為が家族・婚姻の枠にからめとられたという事実である。

第3章「近代初頭の『墮胎・間引』教導策——千葉県を事例として——」は、性・生殖をめぐるダイナミズムを歴史具体的な場において検討する。本論によれば、初代千葉県令柴原和の育児政策は、村落共同体の相互扶助的性格を前提にして成立した幕末下総との連続性においてみるべきではなく、墮胎は、人口増加という明確な政策目標のもとに位置づけられるとともに、産の現場を管理掌握するシステムが構築されていったのであった。

第4章「〈日本産科学〉の成立——起源の「発見」と賀川流産科術——」では、江戸中期における産科術の革新が、そのまま近代日本の産科学へと直接に発展したのではなく、日本産科学は、西洋医学とりわけドイツ産科学との緊張関係に立ちつつ、それへの対抗言説として伝統を新たに創造しつつ成立してくるものであったことが実証される。

第5章「構成される『日本婦人』と骨盤への視線」では、近代日本産科学における骨盤への注目が、妊婦の身体一般に注目していた産科術の言説を、産む身体として女性を自然化する言説へと転換させることを示す。さらに日本の産科学がドイツ人医師に対抗すべく「支那・朝鮮・アイヌ」との差異を際立たせ、かつ「労働婦人」「売笑婦」を排除しながら「純粋なる日本婦人」なる準拠枠を設定したことに説き及ぶ。

「結語」は、これまでの議論を簡潔にまとめ、問題意識を再提示している。

論文審査の結果の要旨

女性のセクシュアリティを自然なものとして自明視する傾向に対して、フェミニズム人類学やジェンダー研究はきびしい批判を展開してきた。本論文は、ジュディス・バトラーらに代表される最前線の理論的提起を十分に咀嚼しながら、これをとりわけ幕末から明治初期にかけての生殖をめぐる歴史研究として具体化した点に大きな特徴をもつことが指摘できる。この分野では、藤目ゆき、荻野美穂両氏の先行研究が注目されるが、それらの研究よりも対象時期をさらに早め、近世から近代の移行期に焦点を定めて、生殖に対する近代の視線の分析を試みたところに、本論文は決定的なオリジナリティを有している。

申請者は、おもに歴史学・ジェンダー論・思想史研究という研究分野の現段階の水準をふまえ、上記の各主題に即して、各分野の先行研究に対してきわめて自覚的な方法的批判を展開した上で、自らの論を開示しており、その鋭さには目を見張るものがある。

また序説で方法的検討をおこなった後に、前半部で生殖の管理・統制を論じ、後半部ではそれを学問的に支えた生殖の科学を論じるという形で、論文としての全体像もバランスよく構成されており、完成度は相当に高いものと評価することができる。

とはいえ若干の問題点も存在している。幕末から明治初期を分析対象としたことによって得られた論点が、その後の歴史的展開のなかでどのように変容していったのかについての展望を示すことが期待されることである。ことに法や政策による統制の網の目をくぐり抜けようとする動きが、のちにどのように継承されたのかは、重要な論点だけに注意深い検討が必要であろう。また史料的には、裁判判例や新聞報道などで、墮胎がどのように犯罪として構成され、裁かれ、教導され、通俗的に解釈されていったのかといった点にも、立ち入った考察が求められよう。

しかしながらこれらの諸問題は、本論文の到達した成果を損なうものではなく、むしろ今後の課題として考えられるべきものである。よって本研究科委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するにふさわしい内容を有するものと認定する。